

## 筑後市小規模工事等契約希望者登録申請について

### 【制度の目的】

この登録制度は、筑後市競争入札参加資格審査申請（入札参加資格者登録）をしていない事業者のうち、契約の受注・施工を希望する者を登録して業者選定の対象とすることにより、市内事業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的とするものです。

### 【発注の範囲】

小規模工事の範囲は、筑後市（以下「本市」とする）が発注する小規模な本市の施設の修繕などで、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、1件の予定金額が50万円未満のものに限ります。

### 【申請対象者】

筑後市内に主たる事業所を有し、次の各号に該当する者です。なお、建設業の許可の有無、従業員数等は問いません。

- 1 個人事業者の場合は、成年被後見人、被保佐人及び破産者でないこと
- 2 筑後市競争入札参加資格者名簿に登録されていないこと
- 3 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること
- 4 市税を滞納していないこと

### 【申請の方法】

登録を希望される方は、次に掲げる書類を添付し提出してください。

- 1 筑後市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）
- 2 市税の滞納が無いことを証する書類
- 3 登録を希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し  
例）電気工事（電気工事士）、管工事（給水装置工事主任技術者）、消防施設工事（消防設備士）
- 4 法人事業者は登記簿謄本、個人事業者は身分証明書
- 5 筑後市暴力団排除条例に基づく誓約書
- 6 役員名簿一覧
- 7 受付票

### 【申請・有効期間】

- 1 申請期間：令和5年3月1日（水）から3月15日（水）まで
- 2 申請先：筑後市役所 契約管財課まで郵送してください。  
**※不備があれば受理しません。**
- 3 有効期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間  
(その後は2年毎に改めて申請による登録更新が必要)

### **【登録後の取扱い】**

登録された者は、対象工事の発注の際、見積り依頼をされることがあります。（ただし、登録後ただちに見積り依頼や契約を約束するものではありません。）見積りを依頼されたら、複数の業者との競争により、最低価格の者と書面（請書）で契約することになります。

このとき、見積りの依頼を受けた段階で、辞退することもできますが、その場合は必ず発注課まで連絡（電話可）をお願いします。ただし、契約後の辞退はできません。

### **【契約の履行】**

契約は、筑後市契約規則、その他関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は、自ら履行することとし、下請は原則認めませんので、希望業種の記載事項は自ら施工できる業種を得意な順に記載してください。登録後に希望業種の順位は変更できませんので注意してください。

### **【請負代金の支払時期】**

請負代金の支払は、業務終了後に行う検査に合格した後、請求に基づき支払います。支払時期は、正当な請求書を受けてから40日以内です。

なお、前払金・中間支払はありません。

### **【登録名簿の公表】**

この登録名簿は府内で公開するほか、契約制度の透明性向上のために一般公開しますので、あらかじめ了承のうえ申請してください。

### **【申請書の書き方】**

- 1 「住所（所在地）」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業者が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。
- 2 「商号又は名称」については、法人の場合は登記簿謄本に記載された商号を記入し、個人の場合は通常使用している名称を記入してください。
- 3 「代表者氏名」については、法人の場合は登記簿謄本に記載された代表取締役等の役職名を代表者氏名の前に記入してください。個人の場合は、代表者氏名の前に“代表”と記入してください。
- 4 この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表取締役印（登記印）を、個人の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすい材質のもの、又は量販されて同様の印影があるようなものは避けてください。
- 5 希望業種は、3業種以内で記入してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を必要とする場合はそれらを受けていなければ申請することはできません。許可・免許・登録等を有する者は、その種類・名称等を記入し、そのことを証明する書類の写しを添付してください。

別表（第4条関係）

## 小規模工事の種類及び具体例

業種番号	業種名	例示
101	土木一式工事	道路(側溝等)・水路(護岸等)等の修繕工事
102	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
103	大工工事	大工工事,型枠工事,造作工事等
104	左官工事	左官工事,モルタル工事,吹付け工事等
105	とび・土工・コンクリート工事	とび工事,足場等仮設工事,工作物解体工事,土工事,コンクリート工事,ネットフェンス工事等
106	石工事	石積み工事等
107	屋根工事	屋根ふき工事等
108	電気工事	送配電設備工事,構内電気設備工事,照明設備工事等
109	管工事	空調設備工事,給排水・給湯設備工事,厨房設備工事,衛生設備工事,浄化槽工事,ガス管配管工事,ダクト工事等
110	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事,れんが積み工事,タイル張り工事等
111	鋼構造物工事	鉄骨工事,石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
112	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等
113	ほ装工事	アスファルトほ装工事,砂・砂利ほ装工事等
114	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
115	板金工事	板金加工取付け工事等
116	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
117	塗装工事	塗装工事等
118	防水工事	アスファルト防水工事,モルタル防水工事,シーリング工事,シート防水工事等
119	内装仕上工事	天井仕上げ工事,壁張り工事,内装間仕切り工事,床仕上工事,たたみ工事,ふすま工事,カーテン・プライド工事等
120	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
121	熱絶縁工事	熱絶縁工事
122	電気通信工事	電気通信線路設備工事,電気通信機械設置工事,放送機械設置工事等
123	造園工事	植栽工事,公園設備工事,園路工事等
124	さく井工事	さく井工事等
125	建具工事	サッシ工事,シャッター工事,金属製・木製建具工事等
126	水道施設工事	取水,貯水,浄水,送水,配水工事等
127	消防施設工事	火災報知設備工事等
128	清掃施設工事	ごみ処理施設工事等
129	その他の工事	上記にあてはまらない工事